「マルチステークホルダー方針」

当社は、ヘルスケア事業（医薬・健康）において、「病と向き合うすべての人に、希望ある選択肢を。」という MISSION を普遍的な価値観として定め、この理念の実現こそが社会的使命としてとらえています。この実現のためには、患者さん、医療関係者、従業員、ビジネスパートナー（取引先）、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が不可欠と考えており、今後もマルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、持続可能な社会の発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

１．従業員への還元

当社は、上記 MISSION のもと、持続的な成長を実現し企業価値を高めていく中で、従業員はその実現を担う重要な経営資源であると考えています。

上記に基づき、当社は制度改革・処遇改善・従業員のエンゲージメント向上等を通じ、従業員が持続的な成長をし続けることができる環境を作り、生産性向上および付加価値の最大化に意欲的に高い事業目標を達成しつづける人材・組織を実現することに注力していきます。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」に則り、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金等処遇の引上げを行うとともに、教育訓練等に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

（個別項目）

具体的には、賃金の引上げについて市場の報酬水準および採用競争力やリテンションなどの観点を踏まえて労使協議のうえ、適切な水準に賃金の引上げを行うとともに、人材投資の一環としての教育訓練実施等について、個の意思を尊重しながら成長を後押しする各種人材育成施策の拡充に取り組んでまいります。

２．取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・　パートナーシップ構築宣言の登録日
　【2021 年 10 月 22 日】

・　パートナーシップ構築宣言のＵＲＬ
　【 https://www.biz-partnership.jp/declaration/2804-05-24-osaka.pdf 】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

３．その他のステークホルダーに関する取組

当社は上述の理念に基づき、顧客や地域社会、従業員、取引先など、企業活動を支えるすべてのステークホルダーの皆さまを尊重し信頼される存在であるために、コミュニケーションや適切な情報開示を推進し、企業活動に活かしてまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和 7 年 3 月 28 日

田辺三菱製薬株式会社　　代表取締役　辻村 明広